

## 東金市議会会議規則の一部を改正する規則

東金市議会会議規則（昭和４５年東金市議会規則第１号）の一部を次のように改正する。

目次中「第６４条」を「第６４条の２」に、「第８節 表決（第６５条―第７５条）」  
「第８節 表決（第６５条―第７５条）」  
を「第８節の２ 公聴会及び参考人（第７５条の２―第７５条の８）」に、「第１１４条  
」を「第１１４条の２」に、「第６章 懲罰（第１４９条―第１５４条）」を「第６章  
第６章の  
懲罰（第１４９条―第１５４条）」に改める。

２ 協議又は調整を行うための場（第１５４条の２）」

第１６条中「第１１５条の２」を「第１１５条の３」に改める。

第１８条を次のように改める。

（事件の撤回又は訂正及び動議の撤回）

第１８条 会議の議題となつた事件を撤回し、又は訂正しようとするとき及び会議の議題  
となつた動議を撤回しようとするときは、議会の承認を要する。

２ 議員が提出した事件及び動議につき前項の承認を求めようとするときは、請求者から  
請求しなければならない。

３ 委員会が提出した議案につき第１項の承認を求めようとするときは、委員会の承認を  
得て委員長から請求しなければならない。

第３６条第１項本文中「事件は、」の次に「第１３０条（請願の委員会付託）に規定す  
る場合を除き、」を加える。

第４２条中「整理を」の次に「必要とするときは、これを」を加える。

第１章第７節中第６４条の次に次の１条を加える。

（答弁書の配布）

第６４条の２ 市長その他の関係機関が、質疑及び質問に対し、直ちに答弁しがたい場合  
において答弁書を提出したときは、議長は、その写しを議員に配布する。ただし、やむ  
を得ないときは、朗読をもつて配布に代えることができる。

第１章第８節の次に次の１節を加える。

第８節の２ 公聴会及び参考人

（公聴会の開催の手続）

第７５条の２ 会議において公聴会を開く議決があつたときは、議長は、その日時、場所  
及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。

（意見を述べようとする者の申出）

第７５条の３ 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由  
及び案件に対する賛否を、議長に申し出なければならない。

(公述人の決定)

第75条の4 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等（以下「公述人」という。）は、あらかじめ文書で申し出た者及びその他の者の中から、議会において定め、議長から本人にその旨を通知する。

2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

(公述人の発言)

第75条の5 公述人が発言しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

2 公述人の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、議長は、発言を制止し、又は退席させることができる。

(議員と公述人の質疑)

第75条の6 議員は、公述人に対して質疑をすることができる。

2 公述人は、議員に対して質疑をすることができない。

(代理人又は文書による意見の陳述)

第75条の7 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができる。ただし、議会が特に許可した場合は、この限りでない。

(参考人)

第75条の8 会議において参考人の出席を求める議決があつたときは、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

2 参考人については、前3条の規定を準用する。

第95条第2項中「第109条の2第4項」を「第109条第3項」に改める。

第2章第4節中第114条の次に次の1条を加える。

(答弁書の朗読)

第114条の2 市長その他の関係機関が、質疑に対し、直ちに答弁がしがたい場合において答弁書を提出したときは、委員長は、職員をして朗読させる。

第6章の次に次の1章を加える。

第6章の2 協議又は調整を行うための場

(協議又は調整を行うための場)

第154条の2 法第100条第12項の規定による議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場（以下「協議等の場」という。）を別表のとおり設ける。

2 前項に定めるもののほか、協議等の場を臨時に設けようとするときは、議会の議決でこれを決定する。

3 前項の規定により協議等の場を設けるにあつては、名称、目的、構成員、招集権者及び期間を明らかにしなければならない。

4 協議等の場の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第 154 条の 2 第 1 項）

| 名 称     | 目 的                                   | 構 成 員             | 招 集 権 者 |
|---------|---------------------------------------|-------------------|---------|
| 議員全員協議会 | 議案及び市の重要施策に関する協議又は調整                  | 全議員               | 議長      |
| 会派代表者会議 | 会派相互の連絡及び調整その他議会運営上必要と認める事項に関する協議又は調整 | 議長、副議長及び<br>会派代表者 | 議長      |

附 則

この規則は、平成 25 年 3 月 1 日から施行する。